

補償制度加入規約

■制度概要

この制度は、補償費を事前にお支払いいただくことにより、万一のときの修理費用の弁済を免除するものです。この制度へのご加入は任意(ご加入を希望されるお客様のみ)です。

■補償対象

- (1) 見積書に記載されているすべての機器
※設置・調整・撤去料金、配送料金、オペレーター料金等の人件費や宅配料金を除く
※レンタル機器の一部のみを対象とした加入はできません。

■補償内容

本制度加入により補償される項目は以下の通りです。

- (1) 破損、修理費用の全額(修理不可能な場合は再取得費用)
- (2) アクセサリーや付属品の破損、紛失、修理、再取得費用の全額

■補償費用

制度加入に要する費用は以下の通りです。

- (1) 機器レンタル料金総額の5%(配送料金等、機器でないものは除く)
- (2) 上記にかかる消費税
※補償費は掛け捨てです。

■補償契約の成立

下記の手続きがすべて完了した時点で補償契約が成立することとします。

- (1) 見積書に記載されている補償費のお支払いが完了している
- (2) レンタル規約のご返送が完了し、弊社で確認がとれている

■補償が適用される要件

- (1) 現物のご返却
※現物のご返却がない場合は紛失扱いとし、再取得費用の全額をご弁済いただきます。

■加入できない場合

- (1) 機器の引き渡し後は加入できません。

■対象外事由 (以下の内容に該当する場合は補償制度の適用対象外とさせていただきます)

- (1) 紛失、置忘れ、事故(本人の過失によらないものも含む)
- (2) 詐欺、横領、盗難(警察が受理した場合も含む)
- (3) 使用者による修理・改造に起因する異常
- (4) 故意または重大な過失、不誠実行為(機械の誤操作を含む)
- (5) 水濡れ、溶解等の変質、汚損
- (6) 公共機関による差押、没収、破壊

■2回目以降の補償契約 (手続きの簡略化)

- (1) 2回目以降の補償契約は見積書に記載の補償費の支払いによって成立することとします。